

訪日に係る特別報告者の報告書に対する日本政府コメント

今般、デビッド・ケイ「表現の自由」国連特別報告者（以下「ケイ氏」とする）により、国連人権理事会へ提出する予定の我が国の表現の自由に関する報告書案が共有された。本報告書案は、放送法第4条や、特定秘密保護法、ヘイトスピーチ等、昨今の我が国の「表現の自由」を取り巻く状況について、ケイ氏自身の見解を述べたものであると承知している。

しかし、以下詳細に述べるとおり、本報告書案で指摘されている事実は、その多くが伝聞や推測に基づくものであり、また各事例の詳細な検証もなされていないものである。そして、こうした事実に基づき、日本政府に対する勧告が含まれているが、残念ながら日本の状況や文化に関する不正確・不十分な理解や根拠不明な記述に基づいているものである。日本政府としては、このように偏った勧告を受けるのであれば、遺憾の意を示さざるを得ない。

日本政府としては、2016年4月12日から19日までのケイ氏の訪日調査におけるケイ氏の記者会見における配布資料について、同年12月に日本政府としての暫定的コメントという形で情報提供したところであり、そのコメントにおいては、2017年6月提出予定の報告書では、客観的な事実や分析に基づくものとなるよう善処を求めるとともに、当該配付資料で指摘のあった事例等について、政府としての見解を述べたところである。しかし、今回こうした政府のコメントとして提供した情報を考慮せずに報告書案が共有されたことは大変遺憾である。

日本政府は、本報告書案作成に至るまで、ケイ氏に対し現地調査の支援等を行ってきたところであり、ケイ氏も当該支援に謝意を表明している。また、先述のとおり、2016年12月に日本政府としての暫定的コメントの形で情報提供する等、真摯に対応してきたところである。しかしながら、今般、このような勧告を出すに至ったことは、誠に残念である。また、客観的な事実や分析に基づかず、伝聞や推測等に基づいた勧告が国連文書として発出されることは、国連人権理事会自体の権威を著しく低下させるものであると憂慮するとの強い声が日本国内にあることを強調する。

日本政府としては、今後とも日本の状況が正しく理解されるよう対話を継続していく所存であるも、ケイ氏に対し、今回のような対応が繰り返されることのないよう、善処を強く求めるとともに、以下のコメントを提出し、最終報告書に適切に盛り込まれることを強く求める。

1 特別報告者の面会相手について

【パラグラフ2】

・パラグラフ2において、「The Special Rapporteur met with …the State Minister of Justice…」とあるが、以下のとおり修正願いたい。「The Special Rapporteur met with …the State Minister of Justice and he is also the State Minister of Cabinet Office,」

・理由としては、特別報告者と面会した盛山法務副大臣は、特定秘密保護法を担当する内閣府副大臣も兼任しているため。

・パラグラフ2において、「特別報告者はまた、内閣情報調査室、・・・、文部科学省の代表とも面談した。」とあるが、文部科学省の後に、4月15日に面会している団体の1つである「個人情報保護委員会」も追加願いたい。

2 政府が情報機関に特別報告者訪日時の関係者を監視させたとの疑惑について

【パラグラフ5】

・御指摘の件について、政府高官から、国連特別報告者の来日を前に当該弁護士の動向について監視するよう指示があったという事実はない。

3 メディアの独立性

【パラグラフ6, 9-14】

日本において、表現の自由は、憲法21条により保障されており、民主主義国家の政治的基盤を成し、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものとして、法律によってもみだりに制限することができないものである。日本においては、このように広く表現の自由が最大限保障されている。

特別報告者は、政府及び与党関係者の言動に触れながら、日本における報道の独立性に懸念を呈しているが、上記のとおり、日本においては、憲法の下、報道の独立性を含む表現の自由が最大限保障されており、政府及び与党関係者が違法・不当に圧力をかけたという事実はなく特別報告者による指摘は当たらない。特別報告者が表明した報道の独立性に関する懸念の根拠となっている事例は、その多くが伝聞や推測に基づくものであり、また各事例の詳細な検証もなされていない。最終的に国連に提出される報告書は客観的事実や分析に基づくものとなるよう求めたい。

我が国の放送法は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっており、番組準則への違反に対する担保手段などの点に照らしても、世界で最も自由なメディア環境の一つである。

言論の自由をはじめ、表現の自由は、日本国憲法で保障された基本的人権の

一つであり、日本政府として、放送法の運用に当たってこれを尊重することは当然のことである。報告書全般にわたって、あたかも日本政府が表現の自由を尊重していないとの印象に基づいて記述されていることは極めて残念であり、特別報告者に対し、正確な事実に基づいた記述とするよう要請する。

また、特別報告者は、報告書案の全体にわたり、報道への圧力の文脈で、放送法第174条や電波法第76条の規定の存在を強調しているが、以下の点で、我が国の状況を正確に反映しておらず、報告書の記述として不適切である。

放送法第4条違反に係る放送法第174条「放送の業務停止命令」や電波法第76条「無線局の運用停止命令」の運用は、

① 法律の規定に違反した放送が行われたことが明らかであることに加え、
② その放送が公益を害し、放送法の目的にも反し、これを将来に向けて阻止することが必要であり、かつ、

③ 同一の事業者が同様の事態を繰り返し、かつ、事態発生の原因から再発防止のための措置が十分でなく、放送事業者の自主規制に期待するのでは、法律を遵守した放送が確保されないと認められる、

といった極めて限定的な状況のみに行うこととするなど、極めて慎重な配慮のもと運用すべきであると従来から取り扱ってきており、歴代の総務大臣もそのように答弁している。

そもそも、諸外国では、独立規制機関を置いて番組規律違反に対する刑事罰や行政庁による罰金が設けられているところもあり、実際にこのような措置を発動していると承知しているが、日本においては、番組準則違反に対するそのような厳しい措置は存在しない。

これは、放送法が放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっていることを尊重し、その遵守を期待しているからである。このように諸外国の方がむしろ我が国よりも厳しい措置を規定しており、総務省が放送行政を所管すること自体が原因で、メディアへの圧力を生んでいるということはない。

表現の自由は、日本国憲法第21条で保障された基本的人権の一つであり、放送法第1条の目的規定においても、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とされている。

さらに、放送法第3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と定めており、放送番組編集の自由を保障している。

そして、放送事業者が自ら放送番組の適正を図るため、具体的には、

① 放送事業者は、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をすること（第5条第1項）、

② 放送事業者は、放送番組審議機関を設置し、そこで放送番組の適正を図

るために必要な事項を審議すること（第6条）、
などが規定されている。

このように、放送における表現の自由や独立性は、放送法の枠組みにおいて適切に確保されており、「脆弱な法的保護」という指摘は当たらない。

【パラグラフ13】

パラ13の「例えば、2017年1月、裁判所はある男性によるグーグル検索結果から自身の児童買春での逮捕についての言及を削除させるための『忘れられる権利』についての議論の試みを退けた。情報へのアクセスの自由の勝利として、裁判所は、犯罪の深刻さに鑑み、一般国民の知る権利は男性のプライバシー権に勝るとした。」については、引用に係る最高裁決定の理由中では、忘れられる権利についての主張を排斥した部分はなく、「知る権利」自体についても明確に言及しておらず、決定文の要約が不正確であるため、削除されたい。

【パラグラフ17】

我が国は、日本国憲法第5章「内閣」において、内閣に行政権の主体としての地位を認め、議院内閣制を定めていることから、内閣の一員である各省の大臣が責任を持って、それぞれの所管する分野の行政を執行することとされている。特に、情報通信分野は、技術革新と国際競争が激しく、国家戦略的対応が求められる分野であることから、機動的・一体的・総合的な対応を可能とする独任制の省の形態により、大臣が責任をもって迅速に行政を執行することとしているものである。

戦後、我が国においても、行政委員会が広く導入された時期があったが、責任の所在が不明確であることなどの理由により、昭和27年以後、その多くが廃止された経緯がある。

我が国において、放送分野を所管する独立規制機関を設置することについては放送事業者を代表する民放連の代表者自身が、政治的な干渉を受けない組織を作ることが難しいこと、独立規制機関の設置によりかえって規制が強化されるおそれがあることなどを理由として、明確に反対している。

放送行政に関する組織の在り方については、各国の事情に応じて様々であり、

「国際的な基準によれば、放送に関する規制は、独立した第三者機関によって行われるべき」との指摘については、そのような明確な国際的な基準は存在しないため、見直しを求める。また、諸外国においても、我が国の放送法に規定する番組準則と同様の規律がある国が多いと承知している。

さらに、既に述べたとおり、諸外国においては、番組規律違反に対する担保手段として、我が国にはない厳しい措置を規定しており、我が国の法的枠組み

に対する批判は当たらない。

【パラグラフ 19】

諸外国においても、我が国の放送法に規定する番組準則と同様の規律がある国が多く、番組規律違反に対する刑事罰や行政庁による罰金が設けられているところもあり、実際にこのような措置を発動していると承知しているが、日本においては、番組準則違反に対するそのような措置はない。

これは、放送法が放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっていることを尊重し、その遵守を期待しているからである。

また、「コンテンツや政府との距離に基づいて政府が干渉する可能性があること」が「報道に対する脅威を投げかけ、場合によっては、政治的な機微と衝突するような報道を妨げるおそれがある」との指摘を裏付ける根拠は承知しておらず、放送法第4条違反として放送法第174条や電波法第76条の命令を行った例はない。

【パラグラフ 20】

放送法では、表現の自由を保障する観点から「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」として放送番組編集の自由を規定した上で、放送事業者の自主自律により放送番組の適正を図る仕組みとなっている。

したがって、放送番組は、放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守するものである。

放送法第4条第1項の番組準則についても、まずは放送事業者が自らの放送番組がそれに適合しているかを判断することとなる。

放送法を所管する立場から総務省が必要な対応を行う場合においても、正当な表現の自由を制限することがないよう、極めて慎重な配慮の下運用すべきであると従来から取り扱ってきている。

放送倫理・番組向上機構(Broadcasting ethics & Program Improvement Organization: BPO)は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、「独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること」を目的として、2003年7月にNHK及び民放連により、自主的に設立されたものであり、その活動はあくまでも放送事業者による自律的取組の一環として行われていると認識している。したがって、BPOによる決定があったとしても、放送番組に対する最終的な責任を負うのは放送事業者である。

他方、総務省は、放送法が遵守されているかについて、放送法を所管する立場から、従来より必要な対応を行っている。

放送事業者が自主的に設置した民間団体であるＢＰＯが、放送法の有権解釈を行うことができないことは自明の理であって、他の先進国においても、民間団体が法執行の根拠となる法解釈を行っている例は承知していない。また、我が国において独立規制機関の設置が適当でないことは、すでに述べたとおりである。

行政指導を含む対応については、放送法を所管する立場から、個別の事情を勘案し、従来から慎重に検討を行った上で、実施している。

【パラグラフ 2 1】

2016年2月8日の衆議院予算委員会における総務大臣の発言は、議員から、放送番組の編集に当たり放送事業者が遵守すべき事項を定めた放送法第4条第1項に違反した放送が行われた場合に、その放送事業者に対して放送法第174条の業務停止命令や電波法第76条の無線局の運用停止命令に関する規定が適用される可能性はあるのかと問われて、従来からの法律の枠組み・解釈を答弁したものであり、民主党政権下においても同様の答弁をしているもの。

歴代の総務大臣も、「行政の継続性」の観点から、同様の答弁をしており、高市総務大臣の答弁が従来と異なっているわけではない。

なお、これまで、放送法第4条違反として放送法第174条や電波法第76条を適用した例はない。

いずれにしても、放送法は、放送事業者の「自主自律」を基本とする枠組みとなっており、放送番組は、放送事業者が、自らの責任において編集され、放送法を遵守すべきものである。

また、放送法第4条違反に係る放送法第174条や電波法第76条の運用が、極めて慎重な配慮のもと運用すべきであると従来から取り扱ってきていることについては、すでに述べたとおりである。

【パラグラフ 2 2-2 4】

特別報告者は、政府及び与党関係者の言動に触れながら、日本における報道の独立性に懸念を呈している。他方、上記のとおり、我が国においては、憲法の下、報道の独立性を含む表現の自由が最大限保障されているので、特別報告者による指摘は当たらない。

【パラグラフ 2 5】

御指摘の放送番組の出演者やコメンテーターの降板については、総務大臣の2016年2月8日の国会での答弁に、関連付けて報じられることがあったが、こういった番組改編は2月の予算委員会が始まるより前に決まっていたと承知

しており、政府からの圧力の結果ではないかという指摘は当たらない。

【パラグラフ26】

NHKは、国民・視聴者の負担する受信料によって支えられている公共放送であり、そうした観点から、経営委員は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する、予算は総務大臣が意見を付して国会に提出し承認を受けるなど、国民・視聴者の代表で構成される国会の承認を受ける仕組みとなっている。

したがって、「国会がNHKの経営委員会委員を指名する」との記述は誤りである。諸外国においても、例えば、英国においては、BBCトラストの委員は政府の推薦に基づいて女王が任命することとされており、フランスの公共放送の予算は国会での承認が必要とされ、一部の経営委員は国会又は政府によって指名・任命されているものと承知している。

他方、放送番組については、放送法は放送事業者の「自主自律」を基本とする枠組となっており、その下で放送事業者が自らの責任において編集するものである。

したがって、NHKにおいては、他の放送事業者と同様、自らの責任において放送番組を編集するものであり、自主的、自律的に放送法を遵守されるものと理解している。

「NHKが独立性を欠いている」や「政府からの圧力が番組や報道の選択へ影響を及ぼしている」との指摘は当たらない。

報告書案で引用されているNHK職員の発言のうち、NHKが内部調査を実施し、その調査結果を公表しなかったという点については、NHKに確認したところ、そもそもそのような内部調査を実施しておらず、事実誤認との回答があり、誤った情報によって我が国のメディア環境につき批判的な内容を含む報告書を一方的に公表することは残念であり、見直しを求める。

【パラグラフ27】

特別報告者は、政府及び与党関係者の言動に触れながら、日本における報道の独立性に懸念を呈している。他方、上記のとおり、我が国においては、憲法の下、報道の独立性を含む表現の自由が最大限保障されているので、特別報告者による指摘は当たらない。(再掲)

「放送界が感じる圧力は、活字メディアに対しても広がっている」との指摘については、そもそも放送法の解釈及び運用が放送メディアに対する圧力となっておらず、かつ我が国においては活字メディアと放送メディアはそれぞれ独立して活動していることから、活字メディアに対する波及効果も生じておらず、事実誤認である。特別報告者の事実誤認に基づく指摘については、見直しを求

める。

【パラグラフ65】

「表現の自由」は、日本国憲法第21条で保障されている一方で、憲法第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と規定し、第13条でも「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。また、放送法第1条においても、放送法の目的として、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。」としている。

放送法第4条は、このような憲法の規定の趣旨を踏まえて規定されているものである。

諸外国においても、我が国の放送法に規定する番組準則と同様の規律がある国が多く、番組規律違反に対する刑事罰や行政庁による罰金が設けられているところもあり、実際にこのような措置を発動していると承知しているが、日本においては、番組準則違反に対するそのような措置はない。

これは、放送法が放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっていることを尊重し、その遵守を期待しているからである。したがって、放送法に規定する番組準則は、諸外国と同様に、必要な規律であると考えられる。放送法第4条を廃止し、政府による干渉の基盤を除去すべきとの指摘は当たらない。

また、独立規制機関の枠組みを構築すべきとの要請については、既に述べたとおり、我が国において独立規制機関を設置することは放送事業者自身が反対しているなど、我が国の実情に照らして適切ではないことから、日本政府として、特別報告者に対し、各国の実情を踏まえた提言を行うよう強く要請する。

4 歴史の発信／表現への介入

【パラグラフ37】

学校教育については、法令に定められた、学校が編成する教育課程の基準である学習指導要領において、第二次世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどについて理解させることとしている。教科書は、民間の著作物であり、学習指導要領を踏まえ、具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断に委ねられており、そのうち慰安婦について記述した教科書もある。

【パラグラフ 38】

情報は正確ではなく、教科用図書検定調査審議会の委員は約 150 名であり、そのうち、約 30 名が社会科を担当しているため、事実誤認である。

【パラグラフ 40】

情報は正確ではなく、2006 年から使用されていた中学校歴史の教科書において、慰安婦に関する記述があったのは 1 つの教科書であり事実誤認である。また、2012 年から使用されていた教科書においても、慰安婦に関する記述はないが、2016 年から使用されている教科書では 1 つの教科書に慰安婦に関連する記述があるため、事実誤認である。

なお、教科書は、民間の著作物であり、学習指導要領を踏まえ、具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断にゆだねられている。

【パラグラフ 41, 42, 69】

教科書は、民間の著作物であり、学習指導要領を踏まえ、具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断に委ねられている。

なお、教科書検定は、学習指導要領や検定基準に基づき、検定時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして、記述の欠陥を指摘することを基本として実施している。すなわち、教科書検定は、教科用図書検定調査審議会によって行われた専門的・学術的な調査審議の結果に基づいて行われ、その結果は、そのまま文部科学大臣が検定の合否の判断に用いており、そのときどきの政府の方針や政策又は政治的意図が介入する余地はない仕組みとなっている。

5 特定秘密保護法

(1) 特定秘密の指定範囲について

【パラグラフ 43-45】

・特定秘密保護法上、特定秘密に指定できるのは、4分野 23 項目の法別表に列挙された事項に関する情報に限られている。さらに、その範囲内であっても、万が一にも恣意的な指定が行われないよう、情報保全諮問会議の委員の御意見を伺いながら作成した運用基準において、この 4 分野 23 項目の内容を更に 55 の事項の細目に限定し、秘密と指定される事項、及び分類条件について適切に定義されている。

・このように、規定要件を詳細にすることで、判断に裁量の余地が入ることを

防止している。したがって、秘密として指定可能な事項について、曖昧かつ広範な定義及び秘密指定の一般的な前提条件が置かれているとの指摘は全く当たらないと認識している。

・特定秘密として指定される情報は、特定秘密に指定されるか否かにかかわらず、既に国家公務員法等において守秘義務の対象とされている情報であり、他の情報と同様、開示・不開示は情報公開法の規定に従って判断される。したがって、特定秘密保護法の施行によって、従来は開示されていた情報が開示されなくなったり、従来よりも秘密の範囲が広がったりすることはなく、国民の知る権利の保護範囲が狭められているとの指摘は当たらない。

(2) 罰則について

【パラグラフ44, 47, 48】

・報道機関による通常の取材行為は、本法の処罰対象となるものではない。このことは、「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為」とされている最高裁決定（外務省秘密漏えい事件最高裁決定（昭和53年5月31日））からも明らかである。本法では、こうした最高裁決定の趣旨を踏まえ、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と明確に規定している。すなわち通常の取材行為である限りは、刑法第35条の正当な業務による行為に該当し、処罰対象とならない。また、同判例によると、本法案第21条第2項の「著しく不当な方法」とは、「取材対象者の個人としての人格を著しく蹂躪する」ような態様のものが該当する。これについては、国会の場においても明確に述べられている。

・また、逐条解説において、「正当な業務行為」の例を以下のとおり具体的に列挙し、これをホームページ上で公開している。例えば、報道関係者による、①夜討ち朝駆け、②複数回、頻繁にわたるメール、電話、直接の接触、③個人的関係などに伴うコミュニケーション又は飲食、④たまたま入室可能な状態となっていた部屋に入り、閲覧可能となっている状態のパソコン画面あるいは紙媒体の特定秘密を閲覧、⑤裏向きで机の上に放置されている情報を裏返して閲覧、写真撮影を行うこと、⑥省エネモードになっているパソコンをワンタッチすることで起動して、パスワード等の設定されていないデータを閲覧、⑦特定秘密取扱業務者の関係者及び周辺者に対する取材、⑧特定秘密取扱業務者に関係の深い部局担当者への取材、⑨特定秘密を知得しているであろう政治家への取材、

⑩特定秘密取扱業務者の家族への取材，⑪適合事業者への取材等。

・したがって，特定秘密保護法の施行によって報道機関やジャーナリストによる取材活動に支障を及ぼすことはない。同法の施行から二年半が経過したが，実際に報道機関が萎縮している状況が生じているとは認められない。

・パラグラフ 48 における，「The Special Rapporteur was pleased to hear from officials that the Government does not intend to apply Article 25’ s harsh penalties to journalists and that the **unknowing** disclosure of information by journalists will not be punished as long as the information is in the public interest and is acquired in the good faith and lawful pursuit of journalism.」との記載について，以下のとおり修正願いたい。「The Special Rpporteur was pleased to hear from officials that the Government does not intend to apply Article 25’ s harsh penalties to journalists and that the **any** disclosure of information by journalists will not be punished as long as the information is in the public interest and is acquired in the good faith and lawful pursuit of journalism.」

・専ら公益を図る目的を有し，適法な取材活動によって知り得た情報については，特定秘密と知っていようとなかろうと罰則対象とならないため，上記のとおり修正願いたい。

(3) 監視メカニズムについて

【パラグラフ 50, 77】

・両議院に設けられた情報監視審査会では，昨年は衆議院で 12 回，参議院で 10 回の審査会が開催され，各行政機関における特定秘密の指定等について，審査会が質疑を行い，審査会からの求めに応じ，行政機関から，衆議院に対して 7 件の特定秘密を開示している。したがって，特定秘密の指定を審査するに十分な情報を得られていないとの指摘は当たらないものとする。

・政府は，審査会での議決を経て要求されたものを拒否するためには，内閣声明を発出して対応しなければならない。内閣声明は，戦後 1 回しか発出されていないことから，国会からの要求を行政機関が拒否するのは難しい制度となっている。

・国会法 102 条 6 項において，情報監視審査会は，行政機関の長に対し，勧告の結果とられた措置について報告を求めるとされている。

・特定秘密保護法では，第三者である有識者で構成された情報保全諮問会議を開催することと定められており，専門的かつ客観的な意見・提案を政府が受けることとなっている。また，内閣府には，特定秘密の指定及びその解除や，特定秘密に関する行政文書の管理・廃棄が適切に行われているかを独立した公正

な立場で検証・監察するための内閣府独立公文書管理監・情報保全監察室を設置している。

・したがって、二重、三重のチェック体制が機能していると言える。

(4) 情報監視審査会からの指摘への対応状況

【パラグラフ51】

・政府は、同法運用開始初年度より、審査会に対して十分な説明を行ってきたが、今後更に努めて参りたいと考えている。なお、今年発表された、衆議院情報監視審査会の年次報告書において、同審査会会長から、政府の取り組みが前向きになりつつあるとの評価がなされている。

修正案

・パラグラフ51において、「The boards examined a total of 382 cases in which ten government organizations designated approximately 189,000 pieces of information as state secrets.」との記載があるが、以下のとおり修正願いたい。「The boards examined a total of 382 SDSs designations which covers 189,000 pieces of SDSs documents.」

理由は、審査会からの調査対象である特定秘密指定件数（当時）は、382件であり、18万9,000件というのは特定秘密が記録された文書件数であるため。

(5) 国家安全保障に影響を与えない情報は特定秘密として指定されないこと

【パラグラフ73-75】

・特定秘密に指定される情報は、その要件として、その漏洩が我が国の安全保障に著しい影響を与えるおそれがあり、特に秘匿の必要性が高いものと定められていることから、国家安全保障を侵害しない情報については、そもそも特定秘密とはならない。

・そうではあるが、特定秘密である情報を開示した場合の罰則については、国民の知る権利に配慮し、以下のように規定されている。法22条では、特定秘密である情報を出版または報道の業務に従事する者について、特定秘密である情報を開示しても罰則は適用されないと定められている。これについては、判例で既に確立されている。

・法24条においては、特定秘密を取得した手段、目的が不正である場合に限り、特定秘密を取得した者は罰則が適用されると規定されている。したがって、法24条で罰則の適用範囲が狭められていると言える。

・法22条、24条については、逐条解説においても明記されており、ホームページ上で公開されている。

(6) 憲法において言論の自由、表現の自由は保障されていること

【パラグラフ76】

・政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。

6 ヘイトスピーチ

【パラグラフ53】

パラ53の「その報告によると、2012年4月から2015年9月までの間、日本全国29県で、特定の人種や民族を標的にしたデモが1,152件あった。」との記載は誤りであるため、「その報告によると、2012年4月から2015年9月までの間、日本全国29県で、ヘイトスピーチを伴うデモ等を行っていると報道等で指摘されている団体が実施したデモが1,152件あった。」に修正されたい。

7 選挙運動

【パラグラフ57】

我が国においては、選挙運動については、公職選挙法により、選挙の公正確保のため、その期間を限定し、可能な限り同一の条件の下で選挙運動が実施されるようその手段に一定のルールを設けている。

これら選挙運動に関する制限は、各政党間における議論を経て、国会の場で審議され法律によりルール化されてきたものであり、このような取組を過去から累次にわたって行うことで現在の制度に至っているものである。

報告書案で例示された、戸別訪問の禁止や選挙運動用文書図画の制限については、

① 戸別訪問については、買収、利益誘導等の温床になりやすく、選挙人の生活の平穏を害する等の弊害があること

② 無制限な文書図画の使用は、経費や労力がかさみ経済力の差による不公平が生じること等の弊害があること

等の理由から制限を設けているところである。

これらの選挙運動に関する制限は、最高裁判所においても、選挙の自由公正の確保のため必要かつ合理的な制限であり、日本国憲法における参政権の保障及び表現の自由の保障に係る規定に違反するものではなく、また、市民的及び政治的権利に関する国際人権規約第19条及び第25条にも違反するものではないとの判決が示されており、特別報告者の「不必要かつ不適切な制限」との指摘は当たらない。

また、特別報告者は、自由権規約委員会が我が国に対し、政治的活動に対して

非合理的な制限を課している法律を撤回することについて注意喚起したと指摘しているが、当該注意喚起に対しては、2012年の第6回政府報告において日本政府から上記の反論を行い、自由権規約委員会の直近の最終見解である2014年の第6回最終見解においては、当該注意喚起は削除されている。特別報告者は、このような経緯を十分に踏まえるべきである。

なお、政治活動については、選挙運動にわたらない限り基本的に自由としている。

さらに、放送法が定める政治的公平性に関する番組準則がジャーナリズムに対する圧力となっているとの記述については、すでに述べたとおり、我が国の放送法の厳格な運用及び放送事業者の自主自律を基本とする枠組みに対する誤解に基づいたものであり、報道に対する圧力として用いられているとの事実はないため、訂正を求めたい。

【パラグラフ71】

「57」で述べたとおり、「不当な制限を課す」との指摘は当たらず、また、我が国の選挙運動に関する制限は国際人権法にも反しないものであることから、特別報告者に対し、当該記述の削除を強く求める。

8 デモ

【パラグラフ58, 59】

・「デモへの不必要な制限に関する申立てがある」との指摘があるが、我が国においては、表現の自由が最大限尊重されており、デモへの不必要な制限が行われているとの指摘は当たらない。

また、「特に沖縄におけるデモに関する不適切な制限」及び「過剰な有形力の行使、複数の逮捕」に関して報告があるとの指摘について、そのような事実はなく、違法行為が認められる場合又は違法行為が懸念される場合に、法令に則って必要な措置を講じているに過ぎない。沖縄県名護市辺野古・東村高江での抗議行動では、参加者が交通の妨害となる方法で、車両の下に潜り込む、走行中の車両の前に飛び出す、車両を不規則に駐車し一般車両の通行を困難にするなど、危険かつ違法な妨害行為を行っている者がおり、交通事故にもつながりかねない危険な状況を生じさせている。さらに抗議行動の中では、現場で規制に当たっている警察官に暴行を加える公務執行妨害事件も数多く発生している。警察では、こうした状況の中で、現場の安全確保、秩序維持の観点から、必要最小限度の所要の警備措置を適切に講じているところであり、過剰な有形力の行使は行っていない。また、その過程で違法行為が認められた場合には、法令に基づき、検挙等の必要な措置を講ずるなど、適切に対処している。

・「過剰な有形力の行使と複数の逮捕についての信頼できる報告」という記載は誤りである。沖縄・辺野古における海上デモに関して、海上保安庁が過剰な有形力を行使した事実も、海上において逮捕した事実もない（なお、平成28年4月1日に海上保安官が逮捕した事案は、法律で立入禁止が定められているキャンプ・シュワブの提供施設・区域内へ侵入した抗議者を米憲兵隊が確保し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」に基づく逮捕の1件のみである。）。

・海上保安庁では、安全かつ法令にのっとった抗議活動は否定していない。しかしながら、大多数の方が安全に、かつ、ルールを遵守して活動する中で、一部の抗議者が、法令で定められた海上の立入制限区域に侵入する、高速でジグザグ航行する、あるいは、一歩間違えれば命の危険にさらされる非常に危険な工事現場付近の海に飛び込む、作業船にしがみつくなど、看過できない行動をしている。

・このため、これら抗議者及び工事関係者の生命・身体の安全確保のため、危険な行為や違法行為に対し、必要最小限の抑止を行っているものであり、過剰な有形力の行使ではない。

・「デモ参加者の記録に関する申立て」について、確かに警察活動の一つとしてビデオ撮影を行っているが、これは違法行為が発生した場合又は違法行為発生の蓋然性が高い場合に限って行われる、必要な証拠保全措置を講ずるための適法妥当な職務執行であり、全てのデモ等を撮影したり、デモ等の内容の記録や抗議参加者の監視を行っているものではない。抗議行動の中では、抗議参加者が現場で警戒活動中の警察官に暴行を加える公務執行妨害事件も数多く発生しており、こうした違法行為等が行われる場合には、警察において、重ねて警告を行うとともに、ビデオ撮影するなど必要な警察活動を行っている。

・デモを撮影していたジャーナリストに対し過剰な有形力を行使した事実はない。

・報告のあった事案については、2015年1月20日の事案であると思われるところ、海上保安官による再三の指導警告を無視して、工事現場に接近するといった危険な行為を行った抗議船に対し、当該抗議船及び工事作業船の安全を確保するため、当該抗議船を安全な場所へ移動させたものである。

・その際、同抗議船に乗船中の女性が、立ったまま大型のカメラを両手で構え、不安定な状態で撮影を行っており、さらに、船の外に身体が出ており、海中転落等の危険な状態にあったことから、海上保安官が、この女性の身体を保持し、転落防止等の措置を講じたものであり、同人に対し過剰な有形力を行使したという事実はない。

- ・同人に怪我はなく，同人から怪我をしたとの申告もなかった。
 - ・また，本件について告訴されていない。
 - ・「政治的な右翼からのデモへの介入への対処の失敗に関する申立て」について，貴特別報告者との会議において取り上げられず議論がなされなかったため，その詳細については判然としないものの，一般論として警察は，デモを行う者の主義・主張にかかわらず，全てのデモに際し，中立性，公平性に配慮してトラブル等の未然防止の観点から適切な警備措置を講じている。
 - ・「イスラム教徒コミュニティの監視の申し立て」について，これは事実誤認による申し立てであり，警察はイスラム教徒コミュニティを監視していない。海外で邦人が被害に遭う事案が相次いで発生するなど，我が国もイスラム過激派組織によるテロの脅威に晒されているところであり，警察ではイスラム過激派に関係する情報の収集は行っているが，それはイスラム教徒コミュニティを監視するものではない。
- また，文中に「警察庁のメンバーに共有した。」との記載があるが，昨年4月18日の会議でも貴特別報告者に伝えたとおり，申し立て自体が事実誤認によるものなので，当庁は懸念との理解をしていない点にも留意願いたい。
- ・「慎重なレビュープロセスが行われなければならない」について，都道府県警察及び海上保安庁が行う措置については，レビューの仕組みが用意されており，慎重なレビュープロセスを確立している。
- 警察については，都道府県には，警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため，3人又は5人の外部有識者で構成された都道府県公安委員会が設置されており，常に第三者的な立場から，都道府県警察を管理（supervise）している。その一環として，都道府県公安委員会は，警察法に基づき，都道府県警察の職員の職務執行について文書により苦情を受け付け，当該申出を誠実に処理し，処理の結果を申出者に通知する。
- 文書により苦情の申出があった場合には，都道府県公安委員会は，都道府県警察の各関係所属に対し，事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせる。
- また，電話やメール等文書によらない苦情等についても，警察法に規定する苦情の処理に準じて，都道府県警察において，誠実に処理するとともに，業務改善にも役立てることとしている。
- なお，これら苦情調査の過程において，職員の違法・不当な行為の事実が確認された場合には，当該職員に対し，同じく第三者的な立場にある国家公安委員会の任命による者が管理者に充てられている監察部門が調査を行い，必要に応じて懲戒処分等を行う。そして，これら調査の結果や処分内容は，都道府県公安委員会に報告される。この場合に，都道府県公安委員会は，必要に応じて，

都道府県警察に対して、その調査方法、処分内容等について具体的な指示を行うことが可能である。

このように、都道府県警察による苦情の処理及び監察部門による調査や処分についても、第三者的な機関である都道府県公安委員会が管理することとなっており、警察に関するレビュープロセスは十分に確保されている。

- ・海上保安庁が行う措置については、レビューの仕組みが用意されており、慎重なレビュープロセスを確立している。

- ・海上保安庁では、当庁HPに意見を受け付ける窓口を設置するなど、国民から海上保安行政に関する意見や苦情を幅広く受け付けることができる広聴の仕組みがある。

- ・苦情を受け付けた場合は、事実関係の確認を行い、自らレビューする仕組みを整えている。

- ・このほか、当庁の措置については、刑事訴訟法に基づき、刑事告訴又は告発をすることも可能である。この場合、検察庁が当庁職員を起訴するか否か、捜査の上で判断することとなる。検察庁が不起訴を決定した場合、当該決定に異議がある場合は、第三者からなる検察審査会に申し立て、その判断を仰ぐことも可能である。

【パラグラフ60】

4～6行目（英文）に関するコメント

山城氏が起訴された事実について、山城氏が防衛省職員に暴力を振るったとされる場所は、名護の辺野古エリアにあるキャンプ・シュワブではなく、北部訓練場のヘリパッド建設工事用の道路上である。彼は、現場で勤務している沖縄防衛局の職員の公務を妨害し、加療2週間を要する怪我を負わせたことで起訴された。それに加えて、彼は、名護の辺野古エリアにあるキャンプ・シュワブ・ゲート前に、コンクリート・ブロック約1500個を積み、威力を用いて移転作業を妨害した事実でも起訴されている。

8～12行目（英文）に関するコメント

山城氏が逮捕・勾留されたのは、彼が、抗議活動や反対活動を行ったことによるのではなく、暴力を含む違法行為を行ったことによる。

山城氏は、2016年10月17日以降、合計3回逮捕されているが、1回は現行犯逮捕であり、他の2回はいずれも、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由及び逮捕の必要性があると認められて、裁判官から発付された逮捕状により逮捕されたものである。

現行犯逮捕は、刑事訴訟法213条に基づき行われたものである。また、逮捕状による逮捕は、同法199条に基づき行われたものである。

山城氏は、これらの逮捕後、勾留されているが、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由及び勾留の必要性があると認められて、裁判官から発付された勾留状により勾留されたものである。

さらに、起訴後も、裁判所が、特に継続の必要があると判断した上で、勾留期間を更新している。

勾留は、刑事訴訟法 207 条及び 60 条 1 項に基づき行われたものである。また、勾留期間の更新は、刑事訴訟法 60 条 2 項に基づき行われたものである。

上記のとおり、山城氏の違法行為に対しては、関係機関において、関係法令に従い適切に対応したものである。

【パラグラフ 7 2】

5～7 行目（英文）に関するコメント

我が国では、デモをする自由を含む表現の自由は、憲法 21 条により保障されており、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちで取り分け重要なものとして、法律によってもみだりに制限することができないものである。政府は、抗議者が抗議や反対活動を法令に従って行っていれば、処罰を科すものではない。

「沖縄における公の抗議活動に向けられた圧力」の意味するところが明らかではないが、警察は抗議活動の状況を踏まえ、現場の安全確保、秩序維持の観点から、必要最小限度の所要の警備措置を適切に講じているところであり、過剰な有形力の行使は行っていない。また、その過程で違法行為が認められた場合には、関係法令に従って検挙等の措置を講じるなど適切に対応している。

【パラグラフ 7 6】

パラ 7 6 の「裁判官」については、我が国の裁判所は法適用機関であり、支援策や支持表明をする機関ではないため、削除されたい。

9 結語

日本政府としては、表現の自由をはじめとする基本的人権、自由、民主主義といった基本的価値を信奉し、その実現に向け取組を進めてきた。引き続き日本の状況が正しく理解されるよう対話を継続していく所存であり、今次コメントが最終報告書に適切に盛り込まれることを改めて求めるとともに、それこそが表現の自由の保障に向け必要な双方の信頼関係の醸成につながると考える。

(了)